

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 31 日現在

機関番号：34416

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2009～2011

課題番号：21730013

研究課題名（和文）

タイにおける質権・預入売買に関する研究

研究課題名（英文）

The Study of a pledge and a sale with right of redemption in Thailand

研究代表者

西澤 希久男 (NISHIZAWA KIKUO)

関西大学・政策創造学部・准教授

研究者番号：50390290

研究成果の概要（和文）：

本研究は、タイにおける担保制度の一部である、質権と預入売買の性格と問題点を明らかにすることを目的とする。質権においては、債権質として重要な目的物であるはずの預金債権に質権が設定できない問題を明らかにした。預入売買においては、土地喪失の問題について、司法による解決ではなく、登記窓口である土地局による広報活動により、預入売買の内容を利用者に認識させることにより、問題が解決されていることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：

The object of this study is to reveal characteristics and problems of a pledge and a sale with right of redemption that consist of Thai security system. About a pledge, I reveal the problem that it is very difficult to use a deposit as collateral. About a sale with right of redemption, the Land Department solves the problem of losing lands by making parties understand the meaning of a contract of a sale with right of redemption.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	300,000	90,000	390,000
年度			
年度			
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：タイ、質権、預入売買、契約自由の原則、担保権設定契約

1. 研究開始当初の背景

不動産担保に極度に依存した間接金融に

より事業資金調達をしていたタイでは、不動産バブルとその崩壊を招来し、非常に深刻な

不良債権問題が発生した。間接金融に依存した状態から脱却するために、証券市場活性化のための改革を行ったが、証券市場を利用できる上場企業は限定されており、依然として間接金融が重要な役割を果たしている。間接金融において重要な役割を果たしている担保制度につき、不動産担保依存型から、動産担保制度を含めた、バランスのよい総合的な担保制度の構築をタイは模索している。そこで、タイの現在の担保制度を検討することは、今後のタイ経済の動向をよりよく理解することに資するだけでなく、同様の問題に直面した日本が問題解決のために行った担保制度改革の性格を考える際に、一つの視角を提供するものと考えられる。

我が国において、タイの担保制度については、アジア・太平洋倒産法制研究会編『アジア・太平洋諸国における企業倒産と担保法』（1992）が最初のものであるが、シンポジウム報告に基づくものであり、各担保制度に関する詳細な検討は行われていない。その後、抵当権については、西澤希久男「タイ抵当制度の研究」（若手研究(B)課題番号 18730014）の成果である、西澤希久男「タイにおける抵当目的物の諸問題」（2007）がタイにおける抵当権制度を概観するとともに、抵当権の目的物とすることができる不動産の範囲が狭い故に、債務者が不利益を被っていることを明らかにした。上記の抵当権研究の際に、抵当権以外の担保制度が、農村部を中心に広く利用されていることが判明した。本来ならば抵当権を利用することができるのに、その知識がないために預入売買を利用している場合が主である。その他、農地等の土地を有しない者は、動産担保制度である質権を利用している。担保制度全体の理解のためにはもちろんのこと、担保制度における抵当権の位置づけをより明確にするためにも、抵当権以外の担保制度を検討することは必須であると考えられる。

2. 研究の目的

本研究は、低・中所得者が利用する金融手

段において使用される担保制度である質権と預入売買の性格と問題点を明らかにすることを目的とする。銀行が不良債権問題で苦しみ、タイ政府がその対応に追われている中で、銀行を利用することができない低・中所得者層が利用する制度についてはほとんど考慮されなかった。また、抵当権に依存した担保制度を構築していた結果、不動産バブルの崩壊とともに、不動産依存型担保制度の問題が顕在化した。が、そもそも抵当権以外の担保制度のどこに問題が存在していたのかが判然としていなかった。タイ政府としては、包括担保制度導入のための新規の立法を継続的に検討しているが、新法の性格を理佳知るためには、旧来の制度の問題点を把握することが必須であると考えられる。そこで、タイにおける担保制度の全体像を把握するため、銀行以外からの金融手段の際に使用される担保制度の中心をなす、質権と預入売買を検討することは必須である。

3. 研究の方法

タイにおける質権、預入売買について、タイにおける議論状況や、当該制度の問題点についての知識は我が国において皆無に近い。これまでの日本における外国法研究では、タイの法制度は研究されてこなかった分野であるので、基本的な研究作業が必要となる。そこで、まず関係資料の収集作業を行う必要がある。しかし、タイが植民地化されることがなかったために、法定言語としてタイ語が用いられ、ほとんどの法律文書がタイ語で記述されている。日本の現状においては、タイ語の法律文書を入手することは非常に困難であるために、タイに赴いて、関係文書を収集しなければならない。その他、基本的な研究作業として、収集した文献の読み込み、実務慣行を把握するための聞き取り調査を地道に行う必要がある。

そこで、まず、金銭消費貸借についての議論状況の概略を把握した上で、預入売買については、とくに不動産預入売買に関する論文、判例、起草資料を収集して、タイにおける議

論状況、判例の傾向、当該制度の性格を把握することにつとめる。また、聞き取り調査に関しては、裁判官を中心とする法曹関係者及び登記事務を管理する土地局職員に対して行う。

質権については、タイにおける質権に関する論文、判例、起草資料を収集して、タイにおける議論状況、判例の傾向、当該制度の性格を把握することにつとめる。また、聞き取り調査に関しては、法曹関係者とともに、金融機関、質店営業に関係する者に対して行う。

4. 研究成果

タイにおいては、自己の土地を預入売買に付する者の多くは法的知識に乏しく、買主に言われるまま契約を締結し、最終的には土地の価格と比較すれば少額の金銭を貸借したにもかかわらず、土地を取り上げられることが多かった、という以前の日本と同様の問題が生じていた。研究者の一部には、預入売買の担保的性格を指摘し、この問題の深刻さを指摘する者もいたが、タイにおける研究の傾向として、裁判所の判断に大きく意義を唱えることが少ないため、預入売買に関する裁判所の判断が重要となる。裁判所の判例であるが、裁判所は、契約自由の原則が認められ、契約当事者が合意して契約している以上、その結果は受け入れるべきであり、また、預入売買は売買契約の一種として民商法典で定められている以上、担保権設定契約と見ることにはできないとする。その結果、清算義務を課すという日本のような判断をすることはできないと言うことが、判例の分析および裁判官へのインタビューから明らかになった。しかしながら、土地預入売買の登記を担当する内務省の土地局は、土地喪失につながる預入売買の問題を憂慮しており、裁判所とは異なる考えを有していた。土地局としては、預入売買が有する危険性を法的な知識が乏しい者に対して、積極的な広報活動をするとともに、登記窓口を訪れた預入売買の当事者に対して、預入売買の内容、問題点を説明し、本当にその契約をする意思があるのか確認

するなどして、土地喪失問題の削減につとめている。その結果、預入売買の利用者は減少し、抵当権利用者が増加していることが、土地局におけるインタビューで明らかになった。

他方、質権については、タイにおいても、質権の設定のためには、質物の占有移転を行わなければならない、事業を運営する上で必要な動産を目的物とすることはできない。質物の占有移転の問題については、その問題を解決するために、解釈として動産譲渡抵当が可能か否かの議論が一部存在するが、現時点では判例による動産譲渡抵当の創設は困難であろうとの見解を得ることができた。そのため、権利質が利用されるが権利質においても問題が存在する。民商法典には、権利質について証券的債権質(750条から753条)と社債・株式質(754条)について規定されている。しかし、指名債権質に関する規定が存在せず、設定方法や対抗要件について判明しない。この問題について、学説として債権譲渡の要式を利用した預金債権の質権設定が提唱されているが、主張者以外にはこの方法について議論をする者はおらず、インタビューを実施した研究者、実務家から賛同の意見は聞かれず、現時点では特殊な説であることが明らかとなった。

預金債権を目的とする質権設定について、最高裁判所の判断は分かれている。肯定するものとして、最判1984年330号事件、最判1987年3599号事件がある。これらでは、金融機関への返還請求権上に質権は成立すると判示している。他方、否定するものも存在する。その際の理由付けは二つに分かれている。第一のものは、金融機関に預けた金銭の所有権は金融機関にあり、質権の設定はできない、とするものである(最判1979年2611号、1993年450号)、第二のものは、交付された預金通帳は証拠の性質を有するのみであり、権利を化体しているのではないので、750条が定める証券にあたらぬとする(最判1989年4099号、1991年5478号、2002年3293号)。いずれにせよ、近年は否定する判

決がでており、預金債権を対象とする質権設定は困難な状況であることが判明した。実務においては、裁判例が分かれているため、念のために預金債権を目的とする質権を設定することが、弁護士へのインタビューにより、明らかになった。

上記結果から、タイにおける質権と預入売買は、担保制度としては非常に不便な者であることが判明するとともに、不動産担保依存型から、動産担保制度を含めたバランスの良い総合的な担保制度の構築のためには、最高裁判所での判例変更を期待することは非常に困難であり、特別法の立法が必須であることが、確認できた。

本研究は、我が国ではこれまで研究されてこなかったタイにおける質権と預入売買の性格とその問題点を明らかにしており、各制度に関する情報を提供するとともに、タイにおける担保制度全体を考察する上での一つの指針を示している。また、日本と同様の問題を有している預入売買の事例において、日本では判例が清算義務を課すことにより、債権額を過剰超過する価額を有する土地の喪失を防いだ。しかし、タイにおいては、契約自由の原則と預入売買の民商法典における配置場所の観点から判例変更は行われず、司法における解決が行われなかったが、土地局という行政組織による広報活動により、制度内容の周知が行われ、問題解決がなされており、日本における解決方法の相対性が明らかとなった。

その他、タイにおいては、預入売買を担保制度として認識するのが一般的ではないため、担保制度の一部として預入売買を検討したことは、タイにおける担保制度研究にも新たな視点を提供するものとして、有益であると考えられる。

本研究は、「タイ抵当制度の研究」(若手研究(B)課題番号 18730014)と総合することにより、タイにおける現行担保制度の性格、問題点を把握することが可能となるとともに、現在立法作業が行われている「事業担保法」の性格理解の一助になると思われる。また、

民商法典制定以前の担保制度の検討を進めることにより、タイにおける財産制度および担保制度の発展とその性格を明らかにするために本研究は有益であると言える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

西澤希久男「タイにおける担保制度の性格と問題点」、比較法研究、査読無、72 巻、2011 年、202-202 頁

[学会発表] (計 1 件)

西澤希久男「タイにおける担保制度の性格と問題点」日本比較法学会、2010 年 6 月 5 日、愛媛大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

西澤 希久男 (NISHIZAWA KIKUO)
関西大学・政策創造学部・准教授
研究者番号：50390290